

山梨県工事技術的難易度評価実施要領

(目的)

第1 本要領は、「山梨県建設工事成績評定要領」（以下「評定要領」という。）第3第2号の工事の技術的難易度の評価に関する事項を定めることにより、山梨県が所掌する請負工事の適正かつ効率的な施工を確保し工事に関する技術水準の向上に資するとともに、請負業者の適正な選定及び指導育成を図ることを目的とする。

(対象工事)

第2 工事の技術的難易度の評価（以下「評価」という。）の対象とする工事は、評定要領第2に規定された対象工事すべてとする。

(評価の時期)

第3 評価の時期は、工事の完成時とする。

(評価者)

第4 技術的難易度の評価を行う者（以下「評価者」という。）は、第二次評定者（担当課長等）とする。

(評価の方法)

第5 評価は、工事ごとに独立して、監督員及び工事検査員の意見を踏まえて、第二次評定者が行うものとする。

2 工事完成時の評価は、工事施工において確認した事項に基づき的確かつ公正に実施し、別記様式第1-1（土木工事）、別記様式第1-2（土木工事に係る電気通信設備工事）、別記様式第1-3（建築）・1-4（設備）「工事技術的難易度評価表」に記録するものとする。

3 前項の評価は、別紙1-1（土木工事）、別紙1-2（土木工事に係る電気通信設備工事）、別紙1-3（営繕工事）難易度評価手順の方法により行うものとする。

(評価結果の報告)

第6 評価者は、難易度評価をおこなったときは、工事技術的難易度評価表を評定表と共に当該工事について所轄する所属（以下「所轄所属」という。）の長に提出するものとする。

(評価結果の通知)

第7 所轄所属の長等は、別添「山梨県建設工事成績通知実施要領」の定めるところにより、当該工事の請負者に通知するものとする。

附 則

- (1) この要領は平成14年4月1日から適用する。
- (2) この要領は平成19年4月1日から適用する。
- (3) この要領は令和6年4月1日から適用する。
- (4) この要領は令和7年4月1日から適用する。

工事技術的難易度評価手順（土木工事）

1. 工事技術的難易度評価表「別記様式第 1 - 1」の記入は、次の手順により行うものとする。

手順 1 工事区分

工事区分は、評価対象工事に含まれる難易度の最も高い工事区分を記入する。なお、技術的難易度に用いる工事区分は、別紙 - 2「工事・設備区分表」による。

手順 2 小項目の評価

各小項目の評価は、別紙 3 - 1「工事技術的難易度評価の小項目別運用表（土木工事）」の評価対象事項欄を基に、各小項目の評価を A、B、Cで行い、別記様式第 1 - 1 に記入する。

手順 3 大項目の評価

各大項目の評価は、手順 2 の小項目ごとの評価結果から表 - 1 の判定基準に基づき、大項目の評価を A、B、Cで行い、別記様式第 1 - 1 に記入する。

表 - 1 大項目判定基準

大項目評価	小項目評価
A	対象大項目に対する各小項目に A 判定が 1 つ以上ある。
B	対象大項目に対応する各小項目評価に B 判定が 1 つ以上あり、かつ、A 判定がない。
C	対象大項目に対応する各小項目に A、若しくは B 判定がない。

手順 4 工事の技術的難易度判定

工事の技術的難易度判定は、大項目の評価結果から表 - 2 の判定基準に基づき、当該対象工事の「易、やや難、難」の判定を行うものとする。

なお、難易度の判定を行う際に、別記様式第 1 - 1 に示される特別考慮要因が存在する場合には、特別考慮要因の A、B の判定も数に含めるものとする。

また、判定にあたっては、大項目の評価に A 判定が 1 つあり、かつ、B 判定が 3 個以下の場合は「やや難」と判定することを標準とするが、A 判定項目の工事特性に鑑み、「難」と判定してもよいものとする。

表-2 「易、やや難、難」判定基準

「易、やや難、難」の判定	大項目評価
難	<ul style="list-style-type: none"> ・大項目の評価にA判定が2つ以上ある。 ・大項目の評価にA判定が1つあり、かつB判定が4個以上ある。 ・大項目の評価にA判定が1つあり、かつB判定が3個以下の場合にも、工事特性により、「難」と判定してもよい。
やや難	<ul style="list-style-type: none"> ・大項目の評価にB判定が1つ以上あり、かつA判定がない。 ・大項目の評価にA判定が1つ以上あり、かつB判定が3個以下である。
易	<ul style="list-style-type: none"> ・大項目の評価にA若しくは、B判定項目がない。

手順5 工事の技術的難易度の評価

工事の技術的難易度の評価は、手順4の判定結果から別紙4-1「工事区分別の技術的難易度対応表（土木工事）」の当該対象工事の工事区分に対応する工事難易度「I～VI」の評価を行い、別記様式第1-1に記録する。

※小項目の評価を行う際は「小項目評価の運用（別紙5-1土木工事）」を参照とする。

別紙 1 - 2

工事技術的難易度評価手順（土木工事に係る電気通信設備工事）

1. 工事技術的難易度評価表「別記様式第 1 - 2」の記入は、次の手順により行うものとする。

手順 1 設備区分

設備区分は、別紙 4 - 2「設備区分別の技術的難易度対応表（土木工事に係る電気通信設備工事）」の設備区分欄及び構造物分類等欄を基に、評価対象工事に含まれる難易度の最も高い設備区分及び構造物分類等を記入する。

なお、技術的難易度に用いる設備区分は、別紙 - 2「工事・設備区分表」による。

手順 2 小項目の評価

各小項目の評価は、別紙 3 - 2「工事技術的難易度評価の小項目別運用表（土木工事に係る電気通信設備工事）」の評価対象事項欄を基に、各小項目の評価を A、B、C で行い、別記様式第 1 - 2 に記入する。

手順 3 大項目の評価

各大項目の評価は、手順 2 の小項目ごとの評価結果から表 1 - 2 の判定基準に基づき、大項目の評価を A、B、C で行い、別記様式第 1 - 2 に記入する。

表 1 - 2 大項目判定基準

大項目評価	小項目評価
A	対象大項目に対する各小項目に A 判定が 1 つ以上ある。
B	対象大項目に対応する各小項目評価に B 判定が 1 つ以上あり、かつ、A 判定がない。
C	対象大項目に対応する各小項目に A、若しくは B 判定がない。

手順 4 工事の技術的難易度判定

工事の技術的難易度判定は、大項目の評価結果から表 2 - 2 の判定基準に基づき、当該対象工事の「易、やや難、難」の判定を行うものとする。

なお、難易度の判定を行う際に、別記様式第 1 - 2 に示される特別考慮要因が存在する場合には、特別考慮要因の A、B の判定も数に含めるものとする。

表 2-2 「易、やや難、難」判定基準

「易、やや難、難」の判定	大項目評価
難	<ul style="list-style-type: none"> ・大項目の評価にA判定が2つ以上ある。 ・大項目の評価にA判定が1つあり、かつB判定が3個以上ある。 ・大項目の評価にA判定が1つあり、かつB判定が2個以下の場合にも、工事特性により、「難」と判定してもよい。
やや難	<ul style="list-style-type: none"> ・大項目の評価にA判定がなく、かつB判定が1個以上ある。 ・大項目の評価にA判定が1つ以上あり、かつB判定が2個以下である。
易	<ul style="list-style-type: none"> ・大項目の評価にA、若しくはB判定項目がない。 ・大項目の評価にA判定がなく、かつB判定が1個以上の場合にも、工事特性により、「易」と判定してもよい。

手順5 工事の技術的難易度の評価

工事の技術的難易度の評価は、手順4の判定結果から別紙4-2「設備区分別の技術的難易度対応表（土木工事に係る電気通信設備工事）」の当該対象工事の設備区分に対応する工事難易度「Ⅰ～Ⅵ」の評価を行い、別記様式第1-2に記録する。

※小項目の評価を行う際は「小項目評価の運用（別紙5-2土木工事に係る電気通信設備工事）」を参照とする。

工事技術的難易度評価手順（営繕工事）

1. 工事技術的難易度評価表「別記様式第 1 - 3 及び 1 - 4」の記入は、次の手順により行うものとする。

手順 1 建物機能

評価対象工事に含まれ最も工事難易度の高い建物機能で評価する。
 なお、技術的難易度に用いる建物機能は、別紙 4 - 3「建物機能表」による。

手順 2 小項目の評価

各小項目の評価は、別紙 3 - 3 及び 3 - 4「工事技術的難易度評価の小項目別運用表（建築）及び（設備）」の評価対象事項欄を基に、各小項目の評価を A、B、C で行い、別記様式第 1 - 3 及び 1 - 4 に記入する。
 なお、技術的難易度に用いる区分は、別紙 - 2「工事・設備区分表」による。

手順 3 大項目の評価

各大項目の評価は、手順 2 の小項目ごとの評価結果から表 1 - 3 の判定基準に基づき、大項目の評価を A、B、C で行い、別記様式第 1 - 3 及び 1 - 4 に記入する。

表 1 - 3 大項目判定基準

大項目評価	小 項 目 評 価
A	対象大項目に対する各小項目に A 判定が 1 つ以上ある。
B	対象大項目に対応する各小項目評価に B 判定が 1 つ以上あり、かつ、A 判定がない。
C	対象大項目に対応する各小項目に A、若しくは B 判定がない。

「特別考慮要因」とは新工法の採用、超大規模建物、大規模地震災害の緊急復旧等、とりわけ難度の高い条件の場合いう。

手順 4 工事の技術的難易度判定

工事の技術的難易度判定は、大項目の評価結果から表 2 - 3 の判定基準に基づき、当該対象工事の「易、やや難、難」の判定を行うものとする。

なお、難易度の判定を行う際に、別記様式第 1 - 3 及び 1 - 4 に示される特別考慮要因が存在する場合には、特別考慮要因の A、B の判定も数に含めるものとする。

また、判定にあたっては、大項目の評価に A 判定が 1 つあり、かつ、B 判定が 3 個以下の場合は「やや難」と判定することを標準とするが、A 判定項目の工事特性に鑑み、「難」と判定してもよいものとする。

表 2-3 「易、やや難、難」判定基準

「易、やや難、難」の判定	大項目評価
難	<ul style="list-style-type: none"> ・大項目の評価にA判定が2つ以上ある。 ・大項目の評価にA判定が1つあり、かつB判定が4個以上ある。 ・大項目の評価にA判定が1つあり、かつB判定が3個以下の場合にも、工事特性により、「難」と判定してもよい。
やや難	<ul style="list-style-type: none"> ・大項目の評価にB判定が1つ以上あり、かつA判定がない。 ・大項目の評価にA判定が1つ以上あり、かつB判定が3個以下である。
易	<ul style="list-style-type: none"> ・大項目の評価にA若しくは、B判定項目がない。

手順5 工事の技術的難易度の評価

工事の技術的難易度の評価は、手順4の判定結果から別紙4-3「建物機能別技術的難易度対応表」により評価を行い、工事難易度「I～VI」を別記様式第1-3及び1-4に記入する。

※小項目の評価を行う際は「小項目評価の運用（別紙5-3建築）、（別紙5-4電気設備）、（別紙5-5機械設備）」を参照とする。

別記様式第1-1

工事技術的難易度評価表（土木工事）

令和 年 月 日作成
(所轄所属名)

入札契約方式		契約金額（最終）	
工事名		工期（最終）	～
請負業者名		工事種別コード	
評価項目		評価内容	
大項目	評価	小項目	評価
1. 構造物条件		①規模	
		②形状	
		③その他	
2. 技術特性		①工法等	
		②その他	
3. 自然条件		①湧水・地下水	
		②軟弱地盤	
		③作業用道路・ヤード	
		④気象	
		⑤その他	
4. 社会条件		①地中障害物	
		②近接施工	
		③騒音・振動	
		④水質汚濁	
		⑤作業用道路・ヤード	
		⑥現道作業	
		⑦その他	
5. マネジメント特性		①他工区調整	
		②住民対応	
		③関係機関対応	
		④工程管理	
		⑤品質管理	
		⑥安全管理	
		⑦その他	
6. 特別考慮要因		—	
工事区分		技術的難易度評価	
		「易、やや難、難」評価	

※ 評価内容には、規模等具体的な状況が数値で記入可能なものについては、極力具体的な記述を行う。

別記様式第1-2

工事技術的難易度評価表（土木工事に係る電気通信設備工事）

令和 年 月 日作成
(所轄所属名)

入札契約方式		契約金額（最終）	
工事名		工期（最終）	～
請負業者名		工事種別コード	
評価項目		評価内容	
大項目	評価	小項目	評価
1. 設備条件		①設備種別	
		②設備規模	
		③その他	
2. 設備技術特性		①設備仕様	
		②施行方法	
		③その他	
3. 設備設置条件		①設置環境	
		②設置構造物	
		③その他	
4. 社会条件		①地中障害物	
		②近接施工	
		③騒音・振動	
		④水質汚濁	
		⑤作業用道路・ヤード	
		⑥現道作業	
		⑦その他	
5. マネジメント特性		①他工区調整	
		②住民対応	
		③関係機関対応	
		④工程管理	
		⑤品質管理	
		⑥安全管理	
		⑦その他	
6. 特別考慮要因		—	
工事区分 (構造物分類等)		技術的難易度評価	
		「易、やや難、難」評価	

※ 評価内容には、規模等具体的な状況が数値で記入可能なものについては、極力具体的な記述を行う。

別記様式第1-3

工事技術的難易度評価表（建築）

令和 年 月 日作成
(所轄所属名)

工事名				契約金額（最終）	
請負業者名				工期（最終）	～
評価項目				評価内容	
大項目	評価	小項目	評価		
1. 建物条件		①規模			
		②構造			
		③形状			
		④その他			
2. 技術特性		①工法等			
		②その他			
3. 自然条件		①支持地盤			
		②山留め・止水			
		③気象			
		④その他			
4. 社会条件		①仮設条件			
		②地中障害物			
		③近接施工			
		④騒音・振動			
		⑤水質汚濁			
		⑥その他			
5. マネジメント特性		①他工区調整			
		②住民対応			
		③関係機関対応			
		④工程管理			
		⑤品質管理			
		⑥安全管理			
		⑦その他			
6. 特別考慮要因		—			
建物機能			技術的難易度評価		
			「易、やや難、難」評価		

※ 評価内容には、規模等具体の状況が数値で記入可能なものについては、極力具体的な記述を行う。

別記様式第1-4

工事技術的難易度評価表（設備）

令和 年 月 日作成
(所轄所属名)

工事名				契約金額（最終）	
請負業者名				工期（最終）	～
評価項目				評価内容	
大項目	評価	小項目	評価		
1. 設備システム 種別特性※1		①システム種別			
		②システム規模			
		③その他			
2. 技術特性		①工法等			
		②その他			
3. 設備システム 複合条件		①システム間複合度			
		②システム複雑度			
		③その他			
4. 社会条件		①仮設条件			
		②地中障害物			
		③近接施工			
		④騒音・振動			
		⑤水質汚濁			
		⑥その他			
5. マネジメント特性		①他工区調整			
		②住民対応			
		③関係機関対応			
		④工程管理			
		⑤品質管理			
		⑥安全管理			
		⑦その他			
6. 特別考慮要因		—			
建物機能				技術的難易度評価	
				「易、やや難、難」評価	

※ 評価内容には、規模等具体的な状況が数値で記入可能なものについては、極力具体的な記述を行う。
注) ※1：照明制御、火災報知設備方式、空調方式、給水方式について評価する。

工種	事業分類	構造物分類	構造形式・工法分類	区分番号	工種	事業分類	構造物分類	構造形式・工法分類	区分番号		
土木 工事	1. 河川	1.1河川堤防		1010	土木 工事	5. 道路	5.6道路付属施設		5060		
		1.2河川護岸		1020			5.7切土工		5070		
		1.3床止め・床固め		1030			5.8盛土工		5080		
		1.4堰・水門		1040			5.9斜面安定・法面工		5090		
		1.5樋門・樋管		1050			5.10カルバート工		5100		
		1.6水路トンネル	1.6.1山岳トンネル工法				1061	5.11擁壁工		5110	
			1.6.2シールド工法				1062	5.12排水工		5120	
			1.6.3推進工法				1063	5.13電線共同溝・CAB		5130	
			1.6.4開削工法				1064	5.14情報BOX		5140	
		1.7伏せ越し		1070			5.15シールド		5150		
	1.8揚排水機場		1080	5.16道路維持管理			(補強・改築は含まない)	5160			
	1.9河川浚渫		1090	5.17林道開設				5170			
	1.10河川維持管理	(補強・改築は含まない)	1100	6. 公園			6.1基盤整備		6010		
	2. 下水道	2.1管渠	2.1.1開削工法					2011	6.2植栽		6020
			2.1.2推進工法					2012	6.3施設整備		6030
			2.1.3シールド工法					2013	6.4グラウンドコート整備		6040
			2.1.4トンネル工法					2014	6.5自然育成		6050
		2.2ポンプ場・処理場	2.2.1土木構造物		2021	6.6公園維持管理	(補強・改築は含まない)	6060			
	3. 砂防 ・治山 ・地滑り	3.1砂防ダム			3010	7. 農業農 村整備	7.1ほ場整備	7.1.1区画整理	7011		
		3.2流路工			3020		7.1.2暗渠排水	7012			
		3.3斜面対策	(地下水排除工、抑止杭工を含む)		3030		7.2畑地かんがい	7.2.1管路工	7021		
		3.4急傾斜地崩壊対策			3040		7.2.2ファームボート・機場	7022			
		3.5砂防維持管理	(補強・改築は含まない)	3050	7.2.3自動制御		7023				
		3.6治山ダム		3060	7.3ため池		7.3.1新設	7031			
		3.7山腹工		3070			7.3.2新設	7032			
	4. ダム	4.1ダム (転流トンネルは、5. 道路— 5.1トンネルで評価する。)	4.1.1重方式ダム工事		4011	7.3.2盛立(築堤)、取水施設、洪水吐、付帯工	7032				
			4.1.2チ式ダム工事		4012	7.3.2盛立(築堤)、取水施設、洪水吐、付帯工	7034				
			4.1.3ロックフィルダム工事		4013	7.4コンクリート二次製品水路	7040				
			4.1.4アースダム工事		4014	8. その他	8.1その他	8010			
			4.1.5表面遮水壁フィルダム		4015		土木 工事に 係る電 気通 信設 備工 事	9. 電気通 信設備	9.1河川電気通信設備	9.1.1河川本川、河川堤防、その他河川一般	9011
			4.1.6複合ダム工事		4016	9.1.2樋門・樋管、揚排水機場、堰			9012		
	4.1.7ダム維持管理(補強・改築含まない)		4017	9.2砂防・地滑り電気通信設備	9.2.1砂防一般	9021					
	5. 道路	5.1トンネル	5.1.1山岳トンネル工法		5011	9.3ダム周辺、その他ダム一般			9031		
			5.1.2シールド工法		5012	9.3.2堤体本体、湖水			9032		
			5.1.3開削工法		5013	9.4道路電気通信設備			9.4.1道路付属施設、情報BOX、シールド、維持管理、その他道路一般	9041	
			5.1.4沈埋工法		5014				9.4.2トンネル、電線共同溝・CAB、地下駐車場、アンダーパス、地下道	9042	
		5.2共同溝	5.2.1シールド工法		5021				9.4.3橋梁、共同溝	9043	
			5.2.2推進工法		5022	9.5公園電気通信設備			9.5.1公園一般	9051	
			5.2.3開削工法		5023	9.6下水道電気・機械設備			9.6.1電気設備	9061	
		5.3橋梁上部	5.3.1RC橋		5031		9.6.2機械設備	9062			
			5.3.2PC橋		5032	10. 営繕	10.1建築	10.1.1簡易(倉庫、車庫等)	0011		
			5.3.3鋼橋		5033			10.1.2一般(庁舎、研修施設等)	0012		
	5.3.4床版工(鋼橋)		5034	10.1.3特殊(美術館、研究施設等)	0013						
	5.4橋梁下部	5.4.1RC橋脚・橋台		5041	10.2電気設備		10.2.1簡易(倉庫、車庫等)	0021			
		5.4.2鋼製橋脚・橋台		5042			10.2.2一般(庁舎、研修施設等)	0022			
		5.4.3合成構造橋脚・橋台		5043			10.2.3特殊(美術館、研究施設等)	0023			
	5.5舗装	5.5.1セメントコンクリート舗装		5051	10.3機械設備		10.3.1簡易(倉庫、車庫等)	0031			
		5.5.2アスファルト舗装		5052			10.3.2一般(庁舎、研修施設等)	0032			
		5.5.3ブロック舗装		5053			10.3.3特殊(美術館、研究施設等)	0033			

小項目別評価運用基準表(農業農村整備)

工種: ほ場整備(区画整理)

大項目	小項目	評価対象事項 (代表的事項)	具体的事例	
			評価A	評価B
1. 構造物 条件	①規模	対象構造物の高 さ、延長、施工 (断)面積、施工深 度等の規模	・取扱い土量 50,000m ³ 以上 ・B判定の事例等、もしくはそれ以外において、特 に困難と認められるもの	・取扱い土量30,000m ³ 以上
	②形状	対象構造物の形 状の複雑さ	・B判定の事例等、もしくはそれ以外において、特 に困難と認められるもの	・現況平均地形勾配1/10以下
	③その他	既設構造物の補 強、撤去等特殊な 工事対象	・B判定の事例等、もしくはそれ以外において、特 に困難と認められるもの	・既設構造物の補強 ・多量な転石の除去
2. 技術特 性	①工法等	工法、使用機械、 使用材料等	・B判定の事例等、もしくはそれ以外において、特 に困難と認められるもの	・新技術の実施
	②その他	施工方法に関す る技術提案等	・B判定の事例等、もしくはそれ以外において、特 に困難と認められるもの	・土壌改良に関する技術提案

小項目別評価運用基準表(農業農村整備)

工種: ほ場整備(区画整理)

大項目	小項目	評価対象事項 (代表的事項)	具体的事例	
			評価A	評価B
3. 自然条件	①湧水・地下水	湧水の発生、掘削作業等に対する地下水位の影響等	<ul style="list-style-type: none"> ・B判定の事例等、もしくはそれ以外において、特に困難と認められるもの 	<ul style="list-style-type: none"> ・掘削時に湧水が多く、ポンプ排水等の対策を実施した ・切(盛)土面に湧水が発生し、対策工法により施工 ・掘削時に近接河川より流入水あり、対策工法実施 ・地下水位が高く対策工法(締切工、水替工、ウエルポイント)により施工 ・湧水による岩盤崩落対策実施 ・周辺井戸の地下水低下による対策実施
	②軟弱地盤	支持地盤の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・超軟弱地盤処理(ヘドロ等) ・B判定の事例等、もしくはそれ以外において、特に困難と認められるもの 	<ul style="list-style-type: none"> ・軟弱地盤上での重機械施工のため対策工法を実施した ・軟弱地盤地区であり沈下が激しい。計画及び排水設計の見直し ・軟弱地盤箇所で緩速施工 ・一帯は干拓地内であり盛土施工に注意し施工 ・周辺部への影響が懸念されるため掘削勾配変更 ・盛土部の現況地盤に軟弱層があり地盤改良を追加施工 ・切土法面に及ぼす節理面対策 ・転石層があり杭打ち施工が困難 ・径が1m以上の転石が多く基礎工に苦慮 ・薬液注入工法による地盤改良を実施した

小項目別評価運用基準表(農業農村整備)

工種: ほ場整備(区画整理)

大項目	小項目	評価対象事項 (代表的事項)	具体的事例	
			評価A	評価B
3. 自然条件	③作業用道路・ヤード	河川内・急峻な地形条件下等、工事用道路・作業スペース等の制約	<ul style="list-style-type: none"> 急峻な地形条件(高低差30m、地山斜面勾配45度等)、かつ土運搬及び資材運搬はすべて特装運搬車 B判定の事例等、もしくはそれ以外において、特に困難と認められるもの 	<ul style="list-style-type: none"> 【河川内施工】 河川内の狭隘な空間での施工 河川敷内での施工 河川内作業で工事用搬入路等の制約大 河川内に支保工の支柱を建柱 河川内での工事・棧橋設置～作業スペースの制約 河川内の仮棧橋、築島にて作業 池の中に仮棧橋を設置
				<ul style="list-style-type: none"> 【地形的な制約下での施工(足場・作業スペース)】 急峻な地形かつ狭隘な施工ヤード 擁壁と斜面に囲まれた狭隘な作業場 崩壊土上での作業となり作業スペースの確保が必要 急峻山地のため、片押施工 国道と急峻な山斜面の間での作業でありスペースの制約あり 急斜面での作業足場の設置及び施工 急峻な地形で施工ヤードが少ない中、鉄塔設備及びケーブルレリジョン設備を設置し施工 高所における法面対策 急峻かつ狭隘な作業ヤードでの露出岩撤去 急峻な地形上での支保工設置 施工箇所が法面上部なので資材搬入路や足場を確保しなければならない 【工事用道路の確保】 急峻な山地斜面に工事用道路を施工 作業用道路の最大勾配が20%と急峻 作業箇所狭小、工事用道路最大勾配30度 十分な作業用道路が確保できないため、ロータンプの使用、バックホウによる土砂盛り替え 急峻な地形条件での工事用道路の構築、作業スペースの制約 急峻な斜面上の工事で索道使用 【資材運搬、仮置き場の地形的制約】 急斜面人力運搬 材料、機械の搬入にモルレルを使用 搬入路が斜度30度の急勾配で延長が長く、特装車でしか資材搬入ができない
④気象		雨・雪・風・気温等の影響	<ul style="list-style-type: none"> 厳冬期夜間施工 B判定の事例等、もしくはそれ以外において、特に困難と認められるもの 	<ul style="list-style-type: none"> 【降雨・出水の影響予測、対応】 出水により工事に影響、対策実施 河川の増水により工事への影響、対策実施 降水時に工事現場内に洪水流入あり、対策実施 大雨や台風による異常出水時に臨機の対応 【雪・気温の影響予測】 暑中コンクリートの上、川風が強く、収縮クラックへの影響大 冬季施工で、日々除雪による施工が必要 日時場所を問わず緊急な凍結融氷・除雪作業が多数ある 降雪の影響を受けるため、一部早期完成を要望した 【風の影響予測、対応】 クレーン作業等に風の影響を受ける 強風、降灰、日照時間が短く、作業への影響を受ける

小項目別評価運用基準表(農業農村整備)

工種: ほ場整備(区画整理)

大項目	小項目	評価対象事項 (代表的事項)	具体的事例	
			評価A	評価B
3. 自然条件	⑤その他	地すべり等の地質条件、急流河川における水流、動植物等に対する配慮等	<ul style="list-style-type: none"> ・B判定の事例等、もしくはそれ以外において、特に困難と認められるもの 	<p>【その他自然条件の影響】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・風化が著しく不安定な法面、浮岩多数あり ・地漏り地帯での施工 ・岩盤崩落危険個所での工事 ・施工箇所が数カ所に分散 ・基礎杭立て込み中にボーリックマシンが転石にかかり苦慮 ・排水流域が工区内で分水嶺となっており、工事中及び完成後の排水系統に配慮を要す ・岩壁がオーバーハングしている ・法面が起伏に富み施工困難 ・オーバーハングした法面の転石処理を実施 ・天然記念物・貴重動植物への配慮

小項目別評価運用基準表(農業農村整備)

工種: ほ場整備(区画整理)

大項目	小項目	評価対象事項 (代表的事項)	具体的事例	
			評価A	評価B
4. 社会条件	①地中障害物	地下埋設物等の地中内の作業障害物	<ul style="list-style-type: none"> ・不発弾調査・処理 ・占用物件(水道、ガス、下水、NTT、東電)の吊り防護及び日々の計測 ・下記B判定の事例等、もしくはそれ以外において、特に困難と認められるもの 	<ul style="list-style-type: none"> ・不発弾の調査を実施 ・埋設物の調査を実施 ・ガス管、NTT、水道、下水道の埋設物あり、移設に苦慮 ・水道・NTT管等が近くに埋設されておりそれを確認しながら施工 ・埋設されているJR信号ケーブルを確認しながら施行 ・施工箇所地下埋設物(水道管)があり、施工時には保護を行い処理 ・地中に多量のコンクリート殻等あり、処理を要する ・矢板施工中流木と干渉
	②近接施工	工事の影響に配慮すべき鉄道営業線・供用中道路・架空線・建築物等の近接物	<ul style="list-style-type: none"> ・B判定の事例等、もしくはそれ以外において、特に困難と認められるもの 	<ul style="list-style-type: none"> 【鉄道営業線との近接施工】 ・JR近接施工 【供用中道路との近接施工】 ・高速自動車道供用区間の直下工事 ・供用中の道路肩付近での作業、事故及び飛石等注意 【架空線との近接施工】 ・施工箇所上空に、高圧架線があり施工に影響を及ぼす ・斜面上部に高圧線鉄塔があり、法面対策に慎重を要した 【建築物との近接施工】 ・住宅近接(人家密集) ・民家などの建築物連担地区での側溝工事 ・病院に隣接した工事 ・会社・住宅が近接、工事施工中数回の調査 【他工事との近接施工】 ・他工事と競合する部分が多い工事 ・一部区間で他工事と重複
	③騒音・振動	周辺住民等に対する騒音・振動の配慮	<ul style="list-style-type: none"> ・B判定の事例等、もしくはそれ以外において、特に困難と認められるもの 	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺住民に対する騒音・振動の配慮 ・DID区域内の施工 ・マンション近接、配慮を要する。 ・病院に近接した工事、極力騒音振動を出さないよう配慮 ・ホテル近接、配慮を要する ・料理旅館近接、配慮を要する ・養鶏所近接、要配慮 ・精密機械工業隣接、配慮を要する ・住宅商業地内での施工、配慮を要する ・騒音振動対策のため特殊工法を採用 ・夜間工事のため、特に注意が必要 ・夜間工事が主であるため、低騒音機械を多用し、作業用照明の投射角度等に気を配った

小項目別評価運用基準表(農業農村整備)

工種: ほ場整備(区画整理)

大項目	小項目	評価対象事項 (代表的事項)	具体的事例	
			評価A	評価B
4. 社会条件	④水質汚濁	周辺水域環境に対する水質汚濁の配慮	<ul style="list-style-type: none"> ・B判定の事例等、もしくはそれ以外において、特に困難と認められるもの 	<ul style="list-style-type: none"> 【漁協との調整】 ・内水面漁協から濁水処理について注文あり ・河川内工事であり、鮎等に関して配慮必要 【水利施設との調整】 ・下流に浄水場があり、濁水防止対策に配慮が必要 ・施工区域周辺に多数井戸があるため事前及び事後調査を行った ・下流にため池があり、濁水対策が必要だった ・公共下水の水質基準を守るため水質管理を実施 【その他汚濁防止】 ・ホタルの生息する川の水質保全に配慮し濁水処理 ・地盤改良施工に伴う周辺地下水への影響 ・改良材(セメント系固化剤)による、河川の水質汚濁に配慮 ・薬剤を使用した止水工法のため排水の水質管理が必要
	⑤作業用道路・ヤード	生活道路を利用しての資機材搬入等の工事用道路の制約、路面覆工下・高架下等の作業スペースの制約	<ul style="list-style-type: none"> ・B判定の事例等、もしくはそれ以外において、特に困難と認められるもの 	<ul style="list-style-type: none"> 【生活道路等利用の制約】 ・生活道を通り止めにしての工事で、資材搬入に際し車両規制 ・生活道路を利用しての工事用資材搬入 ・通学路など生活道路の一次通行止め ・資材置き場等に民有借地が必要 ・家屋近接のため資機材搬入等の工事用道路、作業スペースに制約 【路面覆工下・高架下等の作業スペース制約】 ・JR橋梁下で作業スペースの制約 ・JR踏切付近の作業スペース制約 ・交差点内での施工 【近接他工事との制約】 ・同一掘削範囲内で4社の近接施工、作業スペースに制約 ・他工事との共同作業スペースのため制約あり ・他工事と出入り口共用 ・他工事区間中での施工 【その他 社会的条件による制約】 ・搬入路が無く工事用道路を借地で対応 ・作業ヤードが狭く、民地を借り上げた ・掘削機等の日々回送が必要
	⑥現道作業	現道上での交通規制を伴う作業	<ul style="list-style-type: none"> ・B判定の事例等、もしくはそれ以外において、特に困難と認められるもの 	<ul style="list-style-type: none"> 【道路切り替え・切り回し】 ・公道での大規模な交通の切り回し ・定期バスの路線確保と一般交通の安全確保でのルート切替 ・主要地方道が横断しており、迂回路(2回切替)を設置して対応 【交通規制】 ・交通量の多い現道上で、交通規制をしながら作業(日交通量1万台/日以上) ・交通規制を伴うDID地区での作業 ・交通規制を伴う夜間作業 ・公道上で交通整理員を24時間配置して片側交互通行規制での工事 ・工事区域内に市道があり、作業中は交通止め、作業時以外は復旧し供用(日々) ・施工延長が長く、日々、交通規制箇所を移動しながらの工事

小項目別評価運用基準表(農業農村整備)

工種: ほ場整備(区画整理)

大項目	小項目	評価対象事項 (代表的事項)	具体的事例	
			評価A	評価B
4. 社会条件	⑦その他	騒音・振動・水質汚濁以外の環境対策、廃棄物処理等	・B判定の事例等、もしくはそれ以外において、特に困難と認められるもの	<ul style="list-style-type: none"> ・削孔時の粉塵飛散防止 ・家屋が隣接しているため地盤改良材の飛散に十分注意を要した ・産業廃棄物(コンクリート片等)の再利用実施 ・産廃混入土からの産廃分離および高含水比土の改良(埋戻材料化作業) ・家屋、田畑への土砂流出に対して適切な対策が必要 ・産業廃棄物処理に時間を要し苦慮

小項目別評価運用基準表(農業農村整備)

工種: ほ場整備(区画整理)

大項目	小項目	評価対象事項 (代表的事項)	具体的事例	
			評価A	評価B
5. マネジメント特性	①他工区調整	隣接工区との工程調整	<ul style="list-style-type: none"> ・B判定の事例等、もしくはそれ以外において、特に困難と認められるもの 	<ul style="list-style-type: none"> 【工事用道路 搬入・搬出に関し工程調整】 ・作業用道路が隣接工区と共用するため調整困難 ・工事範囲が他工事の作業用道路となるため、他工事との調整 ・搬入路を複数工事で利用 ・搬入土仮置きヤードが他工事と同一箇所。運搬台数の調整必要 【残土を他工事と相互調整】 ・十数社の残土を受け入れ調整 ・他工事(残土搬入業者)との調整が必要 ・他工事に土を搬出するために、工程を調整 ・盛土工区との残土搬出調整 【その他 関連工事との工程調整】 ・災害復旧工事が錯綜しており、施工調整が難 ・工事区間内に、他工事が発注されており、調整必要 ・他機関工事との調整
	②住民対応	近隣住民との対応	<ul style="list-style-type: none"> ・困難な住民対応が予測されたが、住民へのコミュニケーション対応が良く、工事の遂行 ・B判定の事例等、もしくはそれ以外において、特に困難と認められるもの 	<ul style="list-style-type: none"> 【漁協・農協等との調整】 ・関係住民との対応を頻繁に実施 ・湧水を利用した耕作者が多いため調整が困難 ・周辺が水田地帯であり沈下等による用・排水の確保に配慮 ・耕作地への取付道路及び集落内の採取土運搬で各種の対応 【近隣住民との調整】 ・振動騒音対策として事前・随時にコミュニケーションをはかりつつ実施 ・近隣住民に、工程を事前・随時に説明 ・地元から非常に厳しい要望のある中での工事、対応 ・災害時における緊急工事に関する周辺住民への配慮 ・夜間工事での騒音振動対策(地元説明により夜間作業の理解をえる) 【道路使用者との調整】 ・通学路に当たり、自治体・学校自治会などと協議 ・民地出入り口調整、田圃への出入り口調整 ・生活道路を利用して資機材搬入のための住民対応 ・通行止めに伴う自治会の承諾 【その他市民、民間事業者・団体等との調整】 ・学識経験者及び自然の会などの意見調整 ・会社施設(工場・事業所)との調整 ・隣接の小学校・神社及び樹木の取り扱い調整 ・用地買収等での住民対応が必要 ・借地等での住民対応が必要 ・地元町内会、マシオン自治会、深夜営業店との対応 ・水利組合との協議調整 ・多数の地権者との境界調整を伴う工事 ・不法工作物等への対応条件が厳しい

小項目別評価運用基準表(農業農村整備)

工種: ほ場整備(区画整理)

大項目	小項目	評価対象事項 (代表的事項)	具体的事例	
			評価A	評価B
5. マネジメント特性	③関係機関対応	関係行政機関・公益事業者等との調整	・B判定の事例等、もしくはそれ以外において、特に困難と認められるもの	【ライフライン協議】 ・JR,JH,NTT、電力、ガス、町水道、有線放送、国道、町道等の管理者との協議 ・県下水道との工程調整 【関連行政機関との協議】 ・警察、公安委員会との調整 ・国立公園、国有林、民有保安林が絡む現場で、協議のため関係機関との対応 ・環境庁(自然公園法)、文化庁(文化財保護法)との調整 ・森林管理者との調整 ・教育委員会との調整 ・消防署との協議
	④工程管理	工期・工程の制約・変更への対応(工法変更等に伴うものを含む)	・B判定の事例等、もしくはそれ以外において、特に困難と認められるもの	【工期・工程の社会的制約・要求への対応】 ・契約後の諸事情により工期の短縮要請を行った。 ・契約当初より工期・工程条件が厳しいなか適切に対応した ・内水面漁協からの制約を受け工程厳しい ・観光地であることから早期完成を要請した。 【生態系配慮による工程管理への対応】 ・猛禽類配慮等による工期の制約 【厳しい自然条件での工程管理への対応】 ・冬季間における施工のため工程管理上の制約 ・施工箇所が山間部で時期的にも気象条件に左右されやすい 【災害への対応】 ・緊急災害復旧工事における早期完成を要請 【工法変更等への対応】 ・工法変更に伴う工程調整に困難を要した ・増工、新規工種発生による工程変更が生じ、工程調整に困難を要した ・変更・一時中止により工程調整に困難を要した ・想定外の地中障害物等への対応により工程管理苦慮 ・地質変化等、条件変更に伴う工程調整に困難を要した 【契約の制約上への対応】 ・標準断面契約で工期に制約があるなか対応 ・概略発注に伴う設計変更等、工程管理 ・地質調査、検討、測量設計が工事に含まれており、工程管理上の制約 ・週休2日制モデル工事 【他工事等との工程影響への対応】 ・先行工事の遅れにより工期の延期及び施工順序の見直しが必要 ・隣接工事との工程調整 ・用地買収進捗等の規制 ・点在している工区の工程調整 【その他工程影響への対応】 ・文化財発掘調査に日数を要し、工程調整に困難を要した
	⑤品質管理	品質管理の煩雑さ・複雑さ(高い品質管理精度の要求等を含む)	・B判定の事例等、もしくはそれ以外において、特に困難と認められるもの	・暑中及び寒中コンクリートの施工となる箇所があり養生・品質管理重要 ・施工試験・配合試験の実施による品質確保の検証 ・品質管理法の工夫必要 ・他工事からの搬入建設副産物及び購入土につき、各品質管理が必要 ・軽量盛土、テールアルメ等に厳しい品質の要求

小項目別評価運用基準表(農業農村整備)

工種: ほ場整備(区画整理)

大項目	小項目	評価対象事項 (代表的事項)	具体的事例	
			評価A	評価B
5. マネジメント特性	⑥安全管理	高所作業、夜間作業、潜水作業等の危険作業	・B判定の事例等、もしくはそれ以外において、特に困難と認められるもの	【高所作業・危険個所に対する安全管理】 ・切土高が高く、作業箇所が狭小であるため上下作業にならない機械及び作業員の配置 ・高さ30mの法面で命綱による危険作業 ・切土高が高く地山の崩壊などの安全管理 ・狭所作業における重機挟まれに対する安全管理 ・緊急災害復旧工事での安全管理 【夜間作業に関する安全管理】 ・交通量が多い夜間作業 【潜水・潜函作業等に関する安全管理】 ・潜水作業を伴う工事 【厳しい自然条件下での安全管理】 ・降雨の中での工事、作業に対して安全管理が特に必要 ・崩壊箇所のため、法面の挙動観察等厳しい管理が必要 【近接施工・他工区調整に対する安全管理】 ・複数の工区が隣接しているため安全協議会を作り事故防止 【有害物質処理に関する安全管理】 ・有害特定化学物質の除去作業における安全対策、特別産業廃棄物に準じた安全対策
	⑦その他	災害時の応急復旧等	・B判定の事例等、もしくはそれ以外において、特に困難と認められるもの	・災害応急復旧工事 ・集中豪雨の復旧工事に迅速に対応 ・台風後の応急的工事 ・リサイクルモデル工事の一般公開工事 ・建設CALSへの取り組み ・見学者対応に積極的に協力

小項目別評価運用基準表(農業農村整備)

工種: ほ場整備(暗渠排水)

大項目	小項目	評価対象事項 (代表的事項)	具体的事例	
			評価A	評価B
1. 構造物 条件	①規模	対象構造物の高 さ、延長、施工 (断)面積、施工深 度等の規模	・B判定の事例等、もしくはそれ以外において、特 に困難と認められるもの	
	②形状	対象構造物の形 状の複雑さ	・B判定の事例等、もしくはそれ以外において、特 に困難と認められるもの	・複数工事(3工法以上)
	③その他	既設構造物の補 強、撤去等特殊な 工事対象	・B判定の事例等、もしくはそれ以外において、特 に困難と認められるもの	・既設構造物の補修
2. 技術特 性	①工法等	工法、使用機械、 使用材料等	・B判定の事例等、もしくはそれ以外において、特 に困難と認められるもの	・新技術の実施
	②その他	施工方法に関す る技術提案等	・B判定の事例等、もしくはそれ以外において、特 に困難と認められるもの	・地下水排除工法に関する提案

以下「ほ場整備(区画整理)」参照

小項目別評価運用基準表(農業農村整備)

工種: 畑地かんがい(管路工)

大項目	小項目	評価対象事項 (代表的事項)	具体的事例	
			評価A	評価B
1. 構造物 条件	①規模	対象構造物の高さ、延長、施工(断)面積、施工深度等の規模	・B判定の事例等、もしくはそれ以外において、特に困難と認められるもの	・口径1,000mm以上 ・掘削深さが5m以上
	②形状	対象構造物の形状の複雑さ	・B判定の事例等、もしくはそれ以外において、特に困難と認められるもの	・逆サイホン ・3連配管以上
	③その他	既設構造物の補強、撤去等特殊な工事対象	・B判定の事例等、もしくはそれ以外において、特に困難と認められるもの	・既設構造物の補強 ・河川法適用河川の開削
2. 技術特性	①工法等	工法、使用機械、使用材料等	・B判定の事例等、もしくはそれ以外において、特に困難と認められるもの	・新技術の実施 ・推進工法による管渠布設
	②その他	施工方法に関する技術提案等	・B判定の事例等、もしくはそれ以外において、特に困難と認められるもの	・河川(道路)横断部の施工方法に関する検討及び提案

以下「ほ場整備(区画整理)」参照

小項目別評価運用基準表(農業農村整備)

工種: 畑地かんがい(ファームポンド・機場)

大項目	小項目	評価対象事項 (代表的事項)	具体的事例	
			評価A	評価B
1. 構造物 条件	①規模	対象構造物の高さ、延長、施工(断)面積、施工深度等の規模	・B判定の事例等、もしくはそれ以外において、特に困難と認められるもの	・貯水量V=10,000m ³ 程度以上 ・ポンプ口径1,000mm程度以上
	②形状	対象構造物の形状の複雑さ	・B判定の事例等、もしくはそれ以外において、特に困難と認められるもの	
	③その他	既設構造物の補強、撤去等特殊な工事対象	・B判定の事例等、もしくはそれ以外において、特に困難と認められるもの	・既設構造物の補強
2. 技術特性	①工法等	工法、使用機械、使用材料等	・B判定の事例等、もしくはそれ以外において、特に困難と認められるもの	・新技術の実施 ・基礎地盤の改良等
	②その他	施工方法に関する技術提案等	・B判定の事例等、もしくはそれ以外において、特に困難と認められるもの	

以下「ほ場整備(区画整理)」参照

小項目別評価運用基準表(農業農村整備)

工種: 畑地かんがい(自動制御)

大項目	小項目	評価対象事項 (代表的事項)	具体的事例	
			評価A	評価B
1. 構造物 条件	①規模	対象構造物の高さ、延長、施工(断)面積、施工深度等の規模	・B判定の事例等、もしくはそれ以外において、特に困難と認められるもの	・制御機の支配面積100ha以上
	②形状	対象構造物の形状の複雑さ	・B判定の事例等、もしくはそれ以外において、特に困難と認められるもの	・制御機器の設置(形状複雑)
	③その他	既設構造物の補強、撤去等特殊な工事対象	・B判定の事例等、もしくはそれ以外において、特に困難と認められるもの	・既設構造物の撤去
2. 技術特性	①工法等	工法、使用機械、使用材料等	・B判定の事例等、もしくはそれ以外において、特に困難と認められるもの	・新技術の実施 ・光ケーブルの布設
	②その他	施工方法に関する技術提案等	・B判定の事例等、もしくはそれ以外において、特に困難と認められるもの	

以下「ほ場整備(区画整理)」参照

小項目別評価運用基準表(農業農村整備)

工種: ため池(堤体)

大項目	小項目	評価対象事項 (代表的事項)	具体的事例	
			評価A	評価B
1. 構造物 条件	①規模	対象構造物の高さ、延長、施工(断)面積、施工深度等の規模	<ul style="list-style-type: none"> ・築堤平均高さ10m以上 ・築堤土量30,000m³以上 ・B判定の事例等、もしくはそれ以外において、特に困難と認められるもの 	<ul style="list-style-type: none"> ・築堤平均高さ5m以上 ・築堤土量10,000m³以上又は延長200m以上
	②形状	対象構造物の形状の複雑さ	<ul style="list-style-type: none"> ・B判定の事例等、もしくはそれ以外において、特に困難と認められるもの 	<ul style="list-style-type: none"> ・築堤断面形状が複雑 ・法勾配が1:1.5以上
	③その他	既設構造物の補強、撤去等特殊な工事対象	<ul style="list-style-type: none"> ・B判定の事例等、もしくはそれ以外において、特に困難と認められるもの 	<ul style="list-style-type: none"> ・既設構造物の撤去 ・既存の樋門、樋管等の撤去
2. 技術特性	①工法等	工法、使用機械、使用材料等	<ul style="list-style-type: none"> ・B判定の事例等、もしくはそれ以外において、特に困難と認められるもの 	<ul style="list-style-type: none"> ・材料運搬・計量・混練・品質管理等に関し特殊・高度技術 ・バラツキが大きい盛立材料、従来不良とされた盛立材料の活用 ・特殊な表面遮水壁型工法 ・新技術の実施
	②その他	施工方法に関する技術提案等	<ul style="list-style-type: none"> ・B判定の事例等、もしくはそれ以外において、特に困難と認められるもの 	<ul style="list-style-type: none"> ・流木の集積及び拾い上げ方法など技術提案 ・浚渫土砂処理・有効利用に関する技術提案 ・水質改善等に関する技術提案

以下「ほ場整備(区画整理)」参照

小項目別評価運用基準表(農業農村整備)

工種: ため池(維持管理)

大項目	小項目	評価対象事項 (代表的事項)	具体的事例	
			評価A	評価B
1. 構造物 条件	①規模	対象構造物の高さ、延長、施工(断)面積、施工深度等の規模	<ul style="list-style-type: none"> ・法面保護工1,000m²以上かつ法長10m以上 ・B判定の事例等、もしくはそれ以外において、特に困難と認められるもの 	<ul style="list-style-type: none"> ・浚渫量20,000m³以上 ・法面保護工500m²以上かつ法長8m以上
	②形状	対象構造物の形状の複雑さ	<ul style="list-style-type: none"> ・B判定の事例等、もしくはそれ以外において、特に困難と認められるもの 	<ul style="list-style-type: none"> ・法勾配が1:1.5以上
	③その他	既設構造物の補強、撤去等特殊な工事対象	<ul style="list-style-type: none"> ・B判定の事例等、もしくはそれ以外において、特に困難と認められるもの 	<ul style="list-style-type: none"> ・へドロの浚渫、仮置き・水切りの処理要 ・既存の樋門、樋管等の撤去 ・現堤体の開削
2. 技術特性	①工法等	工法、使用機械、使用材料等	<ul style="list-style-type: none"> ・B判定の事例等、もしくはそれ以外において、特に困難と認められるもの 	<ul style="list-style-type: none"> ・特殊な表面遮水壁型工法 ・新技術の実施
	②その他	施工方法に関する技術提案等	<ul style="list-style-type: none"> ・B判定の事例等、もしくはそれ以外において、特に困難と認められるもの 	<ul style="list-style-type: none"> ・流木の集積及び拾い上げ方法など技術提案 ・浚渫土砂処理・有効利用に関する技術提案 ・水質改善等に関する技術提案

以下「ほ場整備(区画整理)」参照

小項目別評価運用基準表(農業農村整備)

工種: ため池(新設)

大項目	小項目	評価対象事項 (代表的事項)	具体的事例	
			評価A	評価B
1. 構造物 条件	①規模	対象構造物の高さ、延長、施工(断)面積、施工深度等の規模	<ul style="list-style-type: none"> ・築堤平均高さ10m以上 ・築堤土量30,000m³以上 ・B判定の事例等、もしくはそれ以外において、特に困難と認められるもの 	<ul style="list-style-type: none"> ・築堤平均高さ5m以上 ・築堤土量10,000m³以上又は延長200m以上
	②形状	対象構造物の形状の複雑さ	<ul style="list-style-type: none"> ・B判定の事例等、もしくはそれ以外において、特に困難と認められるもの 	<ul style="list-style-type: none"> ・築堤断面形状が複雑 ・法勾配が1:1.5以上
	③その他	既設構造物の補強、撤去等特殊な工事対象	<ul style="list-style-type: none"> ・B判定の事例等、もしくはそれ以外において、特に困難と認められるもの 	<ul style="list-style-type: none"> ・新工法
2. 技術特 性	①工法等	工法、使用機械、使用材料等	<ul style="list-style-type: none"> ・B判定の事例等、もしくはそれ以外において、特に困難と認められるもの 	<ul style="list-style-type: none"> ・材料運搬・計量・混練・品質管理等に関し特殊・高度技術 ・バラツキが大きい盛立材料、従来不良とされた盛立材料の活用 ・特殊な表面遮水壁型工法 ・新技術の実施
	②その他	施工方法に関する技術提案等	<ul style="list-style-type: none"> ・B判定の事例等、もしくはそれ以外において、特に困難と認められるもの 	<ul style="list-style-type: none"> ・流木の集積及び拾い上げ方法など技術提案 ・浚渫土砂処理・有効利用に関する技術提案 ・水質改善等に関する技術提案

以下「ほ場整備(区画整理)」参照

小項目別評価運用基準表(農業農村整備)

工種: ため池(盛立(築堤)、取水施設、洪水吐、付帯工)

大項目	小項目	評価対象事項 (代表的事項)	具体的事例	
			評価A	評価B
1. 構造物 条件	①規模	対象構造物の高さ、延長、施工(断)面積、施工深度等の規模	<ul style="list-style-type: none"> ・法面保護工1,000m²以上かつ法長10m以上 ・B判定の事例等、もしくはそれ以外において、特に困難と認められるもの 	<ul style="list-style-type: none"> ・浚渫量20,000m³以上 ・法面保護工500m²以上かつ法長8m以上
	②形状	対象構造物の形状の複雑さ	<ul style="list-style-type: none"> ・B判定の事例等、もしくはそれ以外において、特に困難と認められるもの 	<ul style="list-style-type: none"> ・法勾配が1:1.5以上
	③その他	既設構造物の補強、撤去等特殊な工事対象	<ul style="list-style-type: none"> ・B判定の事例等、もしくはそれ以外において、特に困難と認められるもの 	<ul style="list-style-type: none"> ・へドロの浚渫、仮置き・水切りの処理要 ・既設構造物の撤去 ・既存の樋門、樋管等の撤去 ・現堤体の開削
2. 技術特性	①工法等	工法、使用機械、使用材料等	<ul style="list-style-type: none"> ・B判定の事例等、もしくはそれ以外において、特に困難と認められるもの 	<ul style="list-style-type: none"> ・特殊な表面遮水壁型工法 ・新技術の実施
	②その他	施工方法に関する技術提案等	<ul style="list-style-type: none"> ・B判定の事例等、もしくはそれ以外において、特に困難と認められるもの 	<ul style="list-style-type: none"> ・流木の集積及び拾い上げ方法など技術提案 ・浚渫土砂処理・有効利用に関する技術提案 ・水質改善等に関する技術提案

以下「ほ場整備(区画整理)」参照

小項目別評価運用基準表(農業農村整備)

工種: コンクリート二次製品水路

大項目	小項目	評価対象事項 (代表的事項)	具体的事例	
			評価A	評価B
1. 構造物 条件	①規模	対象構造物の高さ、延長、施工(断)面積、施工深度等の規模	・B判定の事例等、もしくはそれ以外において、特に困難と認められるもの	・内空面積25m2程度以上 ・護岸高H=5m以上
	②形状	対象構造物の形状の複雑さ	・B判定の事例等、もしくはそれ以外において、特に困難と認められるもの	・形状が複雑な落差工
	③その他	既設構造物の補強、撤去等特殊な工事対象	・B判定の事例等、もしくはそれ以外において、特に困難と認められるもの	・既設構造物の撤去、再利用
2. 技術特性	①工法等	工法、使用機械、使用材料等	・B判定の事例等、もしくはそれ以外において、特に困難と認められるもの	・新技術の実施
	②その他	施工方法に関する技術提案等	・B判定の事例等、もしくはそれ以外において、特に困難と認められるもの	

以下「ほ場整備(区画整理)」参照